



平成 20 年 4 月 15 日

各 位

会社名 株式会社メッツ  
代表者名 代表取締役社長 永田 典久  
(コード番号 4744 東証マザーズ)  
問合せ先 業務管理部長 中村 直樹  
(連絡先 03-5771-4186)

<http://www.metscorp.co.jp/>

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年4月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

### 記

#### 1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社長をコンプライアンス担当役員、業務管理部をコンプライアンス担当部署と位置づける。

コンプライアンス・ガイドを整備することで、取締役、従業員の行動規範とし、企業倫理、法令順守、透明性のある経営を重視する企業文化の浸透を徹底する。

社内組織をシンプルにし、透明性を極限まで高めることで、事業運営、職務執行、取引・契約等の中で法令違反・不正が介在できない体制を維持する。例えば重要な契約書・決済書・稟議書等は全取締役、監査役が常に閲覧できる、取締役、従業員全員の経費使用状況を社内 LAN で公開するなどである。

コンプライアンス担当役員、監査役を窓口とした、職務執行の法令順守に関する相談・報告経路の整備を行う。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書規定等の社内規定の定めに基づき執り行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

ほぼ全取締役、監査役が出席し、頻繁に開催される取締役会、部長会にて想定され得るリスクに対しての検討・対応を協議し、必要な場合には適宜迅速な対策を講じることをリスク管理体制の基礎とする。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめるよう努力する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月1回以上開催する。

社長以下全取締役及び全監査役が出席する部長会を毎月2回以上開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

取締役の職務執行の権限・責任については職務分掌規定、職務権限規定等の社内規定において詳細に定め、効率的に職務の執行が行える体制をとっている。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス・ガイドを子会社においても周知徹底させるとともに、子会社の取締役もしくは監査役を当社から派遣し、子会社の職務執行の監視・監督を行う。

また、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合においては、当社の従業員を任命する。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、取締役からの独立性を確保するために、任命、解任、人事異動については監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、部長会の他、重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握するとともに、意見を表明することができる。また主要な稟議書、決裁書等重要な書類を閲覧し、取締役及び従業員の説明を受けることができる。

取締役及び従業員が、法令、定款、その他社内規則への違反、及び不正な行為を知ったときは速やかに監査役に報告する。

9 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当社の全取締役とは取締役会などを通じ頻繁に情報の共有、意見交換を行うとともに、会計監査人、顧問弁護士とも定期的に意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

10 . 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

以上